

青森県報

第二千七百六号

平成十八年
十一月十七日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………() ……二

右 同……………() ……三

右 同……………() ……三

右 同……………() ……四

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四

障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………() ……五

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……五

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(民生生活課) ……五

教育委員会……………() ……五

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……六

監査委員……………() ……六

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……六

訓 令

青森県訓令甲第五十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第八百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称 | | 居宅介護事業者 | | 名称 | | 居宅介護事業所 | | 指定年月日 | |
|--------------|-------------------|--------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業の種類 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 株式会社セノガ | 三沢市日出の四丁目九四一 | 福祉用具貸与 | 株式会社セノガ | 三沢市日出の四丁目九四一 | 株式会社セノガ | 三沢市日出の四丁目九四一 | 株式会社セノガ | 三沢市日出の四丁目九四一 | 一六・二〇・一 |
| 有限会社さかもと | 五所川原市鎌谷町五一九 | 通所介護 | さかもとサービスセンター | 五所川原市鎌谷町五一九 | さかもとサービスセンター | 五所川原市鎌谷町五一九 | さかもとサービスセンター | 五所川原市鎌谷町五一九 | " |
| 特定非営利活動法人リツク | 三戸郡南部町大字城渡字六下七 | 認知症対応型通所介護 | セイターサービス | 三戸郡南部町大字城渡字六下七 | セイターサービス | 三戸郡南部町大字城渡字六下七 | セイターサービス | 三戸郡南部町大字城渡字六下七 | 一六・七一 |
| 特定非営利活動法人フオル | 八戸市沼館一丁目一八の四 | 通所介護 | セイター虹 | 三戸郡三戸町大字在府小路一丁目一七 | セイター虹 | 三戸郡三戸町大字在府小路一丁目一七 | セイター虹 | 三戸郡三戸町大字在府小路一丁目一七 | " |
| 特定非営利活動法人ケアリ | 弘前市大字中野四丁目六の九 | 訪問介護 | 特定非営利活動法人ケアリ | 弘前市大字中野四丁目六の九 | 特定非営利活動法人ケアリ | 弘前市大字中野四丁目六の九 | 特定非営利活動法人ケアリ | 弘前市大字中野四丁目六の九 | " |
| 社会福祉法人秋葉会 | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一二七 | 訪問介護 | 彩香園アルテリスデーシヨ | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一二七 | 彩香園アルテリスデーシヨ | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一二七 | 彩香園アルテリスデーシヨ | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一二七 | " |
| 株式会社北便 | 青森市大字野の木字野尻六一の四 | 福祉用具貸与 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 一六・二〇・一 |
| 株式会社大五 | 五所川原市大字一ツ谷五〇八の二 | 認知症対応型通所介護 | グループホー | 五所川原市大字一ツ谷五〇八の二 | グループホー | 五所川原市大字一ツ谷五〇八の二 | グループホー | 五所川原市大字一ツ谷五〇八の二 | 一六・四・一 |
| 株式会社善世 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | 通所介護 | セイター高館山温泉 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | セイター高館山温泉 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | セイター高館山温泉 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | " |
| 株式会社リバ | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田内六四 | 認知症対応型共同生活介護 | グループホー | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田内六四 | グループホー | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田内六四 | グループホー | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田内六四 | 一六・二〇・一 |
| 医療法人守生会 | 五所川原市字一ツ谷五〇八の二 | 認知症対応型通所介護 | 医療法人守生会グループホー | 五所川原市字一ツ谷五〇八の二 | 医療法人守生会グループホー | 五所川原市字一ツ谷五〇八の二 | 医療法人守生会グループホー | 五所川原市字一ツ谷五〇八の二 | 平成一六・九・一五 |

| 名称 | | 介護予防事業者 | | 名称 | | 介護予防事業所 | | 指定年月日 | |
|-----------|-----------------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業の種類 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 株式会社善世 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | 通所介護 | 株式会社善世 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | 株式会社善世 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | 株式会社善世 | 弘前市大字五〇三〇の五〇 | " |
| 株式会社北便 | 青森市大字野の木字野尻六一の四 | 福祉用具貸与 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | " |
| 社会福祉法人楽晴会 | 三沢市大字二丁目六の二 | 訪問看護 | 訪問看護ステーション青空 | 三沢市大字二丁目六の二 | 訪問看護ステーション青空 | 三沢市大字二丁目六の二 | 訪問看護ステーション青空 | 三沢市大字二丁目六の二 | 一六・八・一 |
| " | " | 訪問介護 | はるが丘ホームヘルパー | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘ホームヘルパー | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘ホームヘルパー | 三沢市大字二丁目六の二 | " |
| " | " | 訪問介護 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | " |
| " | " | 訪問介護 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | " |
| " | " | 訪問介護 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | " |
| " | " | 訪問介護 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | " |
| " | " | 訪問介護 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | はるが丘訪問介護 | 三沢市大字二丁目六の二 | " |

青森県告示第八百三十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。
平成十八年十一月十七日
青森県知事 三村 申 吾

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------------------------|---|--|--|----------------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|--|--|--|
| い有限会社iあ | ツ動特定 ア法人非 フ営利活 ォル | ト動特定 人非営利活 アシス | " | 鶴社会 松会福 社法人 | 秋社会 葉会福 社法人 | " | " | " | " | " | " | " |
| 六町沢西 三沢津 宇大軽 名大郡 原赤鰯 二石ケ | 二丁八 目市沼 一八館 の四一 | 字三戸 青郡南 柳下都 四名久 の一井 | " | 上北 野津 尻大軽 一廻郡 四堰鶴 六字田 | ノ大上 沢北 一郡 二東 七浦 字北 境 | " | " | " | " | " | " | " |
| " | 通介 所護 介予 護防 | 生応認 活型知 介共症 護同対 護防 | 生短介 活期予 介入所 護防 | 通介 所護 介予 護防 | 訪介 問護 介予 護防 | 通介 所護 介予 護防 | 訪介 問護 介予 護防 | 介護 問入 浴予 護防 | 通介 所護 介予 護防 | 生短介 活期予 介入所 護防 | 訪介 問護 介予 護防 | 訪介 問護 介予 護防 |
| ターあ ーい ー接 ー骨 ーピ ース ーセ ーシ | セデ ンイ ター ー虹 ーピ ース | ムグ せル せー せら ざホ 荘ー | ホ特 ー別 ー養 ー鶴 ー鶴 ー松 ー園 人 | 鶴松 園デ イサ ン | 彩香 園ア ルパ テ | はる が丘 ーピ ース ーセ ーシ | セ三 ン沢 ー介 護支 援 | " | 三三 沢沢 老人 ホー | ス三 テ三 ー訪 ー問 ー看 ー護 | 三三 沢沢 大訪 字問 一視 五看 三護 | 岡三 一三 シ沢 ヨホ ンバ ー ー ス ス テ ム |
| 三町沢西 の三津 一宇大軽 下大郡 富舞鰯 田戸ケ 五 | 町大 一七三 在在 府府 小三 路三 路 | 字三戸 青郡南 柳下都 四名久 の一井 | 上北 野津 尻大軽 一廻郡 四堰鶴 六字田 | ノ大上 沢北 一郡 二東 七浦 字北 境 | 堀上 切北 沢大 五犬 四瀨 九戸 の字 | " | " | " | " | 六三 の沢 八字 園大 一視 五看 三護 | の三 一三 W丁 9目 5五 5七 B三 | |
| 一六 ・九 ・一 | 一六 ・〇 ・一 | 一六 ・九 ・八 | " | " | 一六 ・〇 ・一 | " | " | " | " | " | " | " |

| | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| 有限会社挑 | 有限会社ノガ 家具センタ | 有限会社さか もと |
| の鎌五 四谷所 の町川 五原 二市 〇字 | 一三 四沢 九市 四日 の出 | 五五 町所 五原 一市 九鎌 |
| 訪介 問護 介予 護防 | 貸福 与社 用予 具防 | " |
| ま訪 し問 や介 護あ ず | 業一 部福 社有 用限 具会 事社 ノ タガ | ターさ ーかも ーピと ースセ ーシ |
| の鎌五 四谷所 の町川 五原 二市 〇字 | 四一 九三 六沢 六市 の四 の出 | 五五 町所 五原 一市 九鎌 |
| 一六 ・四 ・一 | 一六 ・〇 ・一 | 一六 ・七 ・一 |

青森県告示第八百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---|---|----------------|--------------------|---|----------------------|
| 南部町 | 株式会社善世会 | 名 称 | 居宅介護支援事業者 | 居宅介護支援事業所 | 年指 月日定 |
| 三三 戸郡 一南 三都 の米部 一地下 の字大 | 弘前市大字五代 字從弟沢一〇三 〇の五〇 | 主たる事務所の 所在地 | 居宅介護支援事 業所高館山温泉 | 弘前市大字和田 町四の八 | 平成 一六 ・九 ・一 |
| 支南 援部 事町 業居 所宅 介護 | 三三 戸郡 一南 三都 の米部 一地下 の字大 | 所在地 | | 三三 戸郡 一南 三都 の米部 一地下 の字大 | 一六 ・一 ・一 |

青森県告示第八百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|---------------|----------------|----------------------|----------------|--------------|-----|-----------|
| 特定福祉用具販売事業者 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 特定福祉用具販売事業所 | 名 称 | 所在地 | 年 指 月 日 定 |
| 株式会社北便 | 青森市大字野木字野尻六一の四 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 平成 一六・〇・一 | | |
| 有限会社ノガワ家具センター | 三沢市日の出六丁目九四の四九 | 有限会社ノガワ家具センター福祉用具事業部 | 三沢市日の出六丁目九四の四九 | " | | |

青森県告示第八百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したもので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|------------------|-------------------|---------------|-------------------|--------------|-----|-----------|
| 地域包括支援センター | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防支援事業所 | 名 称 | 所在地 | 年 指 月 日 定 |
| 三戸町 | 三戸郡三戸町大字在府小路町四三 | 三戸町地域包括支援センター | 三戸郡三戸町大字在府小路町四三 | 平成 一六・〇・一 | | |
| 社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会 | 北津軽郡鶴田町大字鶴田字冲津一九三 | 鶴田町地域包括支援センター | 北津軽郡鶴田町大字鶴田字冲津一九三 | 一六・四・一 | | |
| 社団法人地域医療振興協会 | 東京都千代田区平河町二丁目六の三 | 東通村地域包括支援センター | 下北郡東通村大字砂子又字里一七の二 | 一六・〇・一 | | |

青森県告示第八百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したもので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------------|-----------------|--------------|-----|-----------|
| 特定介護予防福祉用具販売事業者 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 特定介護予防福祉用具販売事業所 | 名 称 | 所在地 | 年 指 月 日 定 |
| 株式会社北便 | 青森市大字野木字野尻六一の四 | 株式会社北便 | 平川市日沼富岳二九の五 | 平成 一六・〇・一 | | |
| 有限会社ノガワ家具センター | 三沢市日の出六丁目九四の四九 | 有限会社ノガワ家具センター福祉用具事業部 | 三沢市日の出六丁目九四の四九 | " | | |

青森県告示第八百三十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|---------------|-----------------|-----------------------|----------------|--------------|-----|-----------|
| 指定障害福祉サービス事業者 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービス事業所 | 名 称 | 所在地 | 年 指 月 日 定 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木六丁目一〇の一 | 株式会社コムスンの児童デイサービス青森油川 | 青森市大字油川字千刈一三の二 | 平成 一六・二・一 | | |
| 短期入所施設 | 知的障害者更生施設もきた療育園 | 知的障害者更生施設もきた療育園 | むつ市大字内並木七三の三 | " | | |

| | | | | | |
|--------------------|--------------|------|--------|--------------|---|
| 特定非営利活動法人ごしよがわら恵鈴会 | 五所川原市字元町一一の六 | 行動援護 | 訪問介護患鈴 | 五所川原市字元町一一の六 | " |
|--------------------|--------------|------|--------|--------------|---|

青森県告示第八百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定相談支援事業所 | 名称 | 相談支援事業を行う事業所 | 指定期間 |
|-------------------|--------------------|-------------------|--------------|
| 医療法人三良会 目二の二二二 | 青森市新町二丁目二の二二二 | 青森市新町二丁目二の二二二 | 平成 一六・二・一 |
| 医療法人松平病院 | 八戸市大字新井田字出口平一七 | 八戸市大字新井田字出口平三二の二 | " |
| 医療法人清照会 | 八戸市大字新井田字松山下野場七の一五 | 八戸市大字新井田字松山下野場七の九 | " |

青森県告示第八百三十七号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成十九年一月五日から同月十五日まで
備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成十九年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十八年十一月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森糖尿病療養指導研究会
- 三 代表者の氏名
増田 光男
- 四 主たる事務所の所在地
青森市勝田一丁目一四の二〇青森市民病院第一内科内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県内の医療従事者に対して、糖尿病療養指導に関する正しい知識や技術を普及し、糖尿病療養指導士を育成するとともに、地域における糖尿病療養の啓発を図る事業を行うことで、糖尿病患者の健康と福祉の向上に寄与する。さ

らに、糖尿病を含む生活習慣病の予防、ケアに関する研究・調査や教育活動・支援
を行い県民の健康増進に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十七号

所 出 庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を
次のように定める。

平成十八年十一月十七日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓
令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青
森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表の休暇の区分の欄中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から起算して、

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成18年9月11日付け青監査第58号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員

会委員長から措置を請じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公
表する。

平成18年11月17日

青森県監査委員 林 忠 男
同 鶴 賀 茂 世
同 小比類巻 雅明
同 阿 部 広 悦

| 監査箇所名 | 監査結果 | 措置の内容 |
|---------------------------------|--|---|
| 西北地方健康福祉こどもセンター | 収入未済の解消に努めること。 | 総務企画室及び各部連携の上、債権発生の未然防止に努力するとともに、「収入未済金対策要綱」に基づき、滞納者検討会議を開催し、収入未済の解消に努めることとした。 |
| 上北地方健康福祉こどもセンター | 収入未済の解消に努めること。 扶助費において、概算私算の精算手続が遅延しているものがある。 | 当センターが策定している「収入未済解消対策要綱」に基づき収入未済対策会議において指導方針について検討し、電話、家庭訪問等による収納指導を充実するなどしてより一層収入未済の解消に努めることとした。 今後は、事務処理を迅速に行い、速やかに精算手続を行うこととした。 |
| 下北地域県民局地域健康福祉部（下北地方健康福祉こどもセンター） | 収入未済の解消に努めること。 | 収入未済については、収入未済対策要綱を作成し、地域健康福祉部内部の連携及び滞納者に対する納入指導の強化を図るなど、収入未済の解消に努めることとした。 徴収事務の遅延については、事務の進行管理のチェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行に努めることとした。 |
| | 環境保健負担金において、調定手続が遅延しているものがある。 貸付金において、貸付金を受けずに支 | 母子寡婦福祉資金貸付金において決裁を受けずに支 |

| | | |
|---|--|--|
| 青森県立中央病院 | <p>出しているものがある。</p> | <p>ることについては、福祉総室財務事務内部検査要領を作成し、内部事務に係るチェック体制の強化を図り、申請段階から審査事務、貸付決定事務、支出事務、償還事務等、定期的に内部での確認を徹底するなど再発防止に努めることとした。</p> |
| <p>当年度は、1,052,651,683円の純損失が生じており、累積欠損金も7,350,631,605円となっているので、その解消に努めること。</p> | <p>現在、青森県立中央病院改革会議「最終報告書」（平成17年3月）に基づき、県立中央病院の改革プログラムの検討をしているが、同時に「緊急の経営改善実践方策」（平成17年5月）を定め、収入の確保と費用の削減に取り組んでいる。</p> | <p>未収金については、金額及び件数が年々増加しているため、平成17年度においては、未収金に関するマニュアルの見直しや取り組み体制の強化を行い、未収金の解消に努めてきた。また、平成18年4月から、非常勤嘱託員を2名採用し、未収金の訪問徴収などの業務を行わせている。</p> |
| <p>過年度未収金及び年度内未収金の解消に努めること。</p> | <p>過年度未収金及び年度内未収金の解消に努めること。</p> | <p>長期入院患者（いわゆる社会的入院患者）の退院促進と他医療機関等との連携等により、平均在院日数の短縮を図り、これにより入院料の収入増、また、材料費や経費の削減を図るなど、累積欠損金の縮減に努めることとした。</p> |
| <p>当年度は、46,621,562円の純損失が生じており、累積欠損金も689,501,578円となっているので、その解消に努めること。</p> | <p>過年度医療未収金の解消に努めること。</p> | <p>平成16年度から「未収金対策マニュアル」を作成し、未収金対策会議や定期的に打合せを行いながら、文書や電話訪問による未収金督促を継続実施している。</p> |
| <p>医療収益において、調定もれとなっているものがある。</p> | <p>医療収益において、調定もれとなっているものがある。</p> | <p>今後、適正な事務手続に努めることとした。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 青森県立さわらび医療療養センター（青森県立さわらび園） | <p>て、収入科目が誤っているものがある。</p> | <p>今後、適正な事務手続に努めることとした。</p> |
| 青森県工業総合研究センター | <p>診療収入において、請求手続が遅延しているものがある。</p> | <p>今後は、事務処理を迅速に行い、速やかに請求手続を行うこととした。</p> |
| 青森県立五所川原高等学校 | <p>負担金において、学年会費を二重払っているものがある。</p> | <p>センター分の会費について返納の措置をし、今後は学協会等の加入に際しては重複加入防止を徹底するよう指示した。</p> |
| 青森県埋蔵文化財調査センター | <p>委託料において、比較すべき見積書を徴取せず、契約しているものがある。</p> | <p>関係規則の遵守について担当職員に周知するとともに所内のチェック体制強化を図った。</p> |
| 青森県立深浦高等学校 | <p>委託料並びに使用料及び賃借料において、契約方法が適切でないものがある。</p> | <p>支払期日管理表の掲示により検査・確認の期限内実施、適法な支払請求書の提出督促及び迅速な支出命令・支払完了に努めて、支払遅延を防止するとともに、職員間の相互チェック体制を強化することとした。</p> |
| <p>旅費において、支給金額が誤っているものがある。</p> | <p>起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。</p> | <p>研修会等を通して、職員の文書規程等に対する認識を高め、今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。</p> |
| <p>支給金額の誤りについて返納を行い、今後は複数職員による確認等チェック機能を強化し、事務処理に万全を期することとした。</p> | <p>使用料及び賃借料において、契約方法が適切でないものがある。</p> | <p>支払金額の誤りについて返納を行い、今後は複数職員による確認等チェック機能を強化し、事務処理に万全を期することとした。</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| 青森県立金木高等学校 | 賃金において、支給金額が誤っているものがある。 | 支給金額の誤りについて返納を行い、今後は要綱等で確認する等チェック機能を強化し、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。 |
| 青森県立百石高等学校 | 委託料において、契約方法が適切でないものがある。 | 契約方法については、財務規則の関係条項を十分確認することとし、また、財務事務に係る研修に積極的に参加して職員の資質向上を図り、今後、同様の事態を生じさせることのないよう、事務処理に万全を期することとした。 |
| | 委託料において、履行保証保険の保険期間が不足しているものがある。 | 契約事務の適正な執行に努め、審査体制を強化するとともに、財務事務に係る研修に積極的に参加して職員の資質向上を図り、今後、同様の事態を生じさせることのないよう、事務処理に万全を期することとした。 |
| | 委託料において、契約書の作成が適切でないものがある。 | 契約締結において、複数職員による契約書の内容確認を強化することとし、また、財務事務に係る研修に積極的に参加して職員の資質向上を図り、今後、同様の事態を生じさせることのないよう、事務処理に万全を期することとした。 |
| | 領収証書の取扱いが適正でないものがある。 | 各職員に対して、領収証書の取扱いの徹底を図り、今後、同様の事態を生じさせることのないよう万全を期することとした。 |
| 青森県立田子高等学校 | 起案用紙に公印管守者の承認を受けていないものがある。 報酬費において、支払手続が遅延しているものがある。 | 職員会議等で全職員に対して改めて公印の使用法の周知を図り、今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。 支払遅延防止法を熟知し、今後、支払い遅延とすることのないよう未然防止に取り組みむこととした。 |

| | | |
|----------------|------------------------------------|--|
| 青森県立五所川原農林高等学校 | 起案用紙に公印管守者の承認を受けていないものがある。 | 研修会等を通して、職員の文書規程等に対する認識を深め、今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。 |
| 青森県立三本木農業高等学校 | 職員手当等（特殊勤務手当）において、支給金額が誤っているものがある。 | 支給金額の誤りについては返納を行い、今後は支給要件の確認等チェック機能を強化し、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。 |
| 青森県立十和田工業高等学校 | 総括前渡資金取扱者口座に係る現金の取扱いが適正でないものがある。 | 取り扱ったことがない事案については、必要に応じて出納局に確認するなどして、今後、同様の事態を発生させることのないよう、事務処理に万全を期することとした。 |
| 青森県立三沢商業高等学校 | 委託料において、契約が妥当でないものがある。 | 契約事務について、複数職員による関係書類の確認を強化し、今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。 |
| 青森県立七戸養護学校 | 財産台帳に登録されていないものがある。 | 公有財産異動報告書を提出し、財産台帳への登録を行った。今後、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。 |
| 青森県立八戸第二養護学校 | 旅費において、支払手続が遅延しているものがある。 | 一連の支払手続が完了するまで、事業担当者で旅費担当者が連絡をとりあい、互いに未然防止に取り組みむこととした。 |

| | | |
|--------------------------------------|---|------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森県報社 二丁目一番一号 青森県青森市 | (印刷所・販売人) 青森県第一印刷所 二丁目一番七十七号 青森県青森市東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一校二付十五田一銭 |
|--------------------------------------|---|------------------------------|